

菊 陽 町 農 業 委 員 会 議 事 録

平成 2 9 年 5 月 1 1 日 (木) 開催

菊 陽 町 農 業 委 員 会

平成29年度第2回菊陽町農業委員会会議録

開催日時 平成29年5月11日(木) 午後4時00分から午後5時15分

開催場所 菊陽町役場 別館2階会議室

1 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

第2 議事

- (1) 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- (3) 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- (4) 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による意見決定について
- (5) 議案第5号 農地中間管理機構事業(農地集積計画)に係る意見決定について
- (6) 報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出(市街化区域)について
- (7) 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による許可不要転用届出について

2 出席委員(18人)

1番 矢野 誠治	2番 桑住益次郎	3番 村上 正一
4番 西本 茂市	5番 大和 典昭	6番 吉野 一也
7番 田上 稔徳	8番 後藤 康之	9番 佐藤 浩之
10番 欠 席	11番 日高 裕成	12番 大山 陽一
13番 矢野 章	14番 坂本 幸則	15番 服部 貞夫
16番 鹿子木壽代	17番 坂本 里美	18番 岩下 土代
19番 礮部 徳美		

3 欠席委員(1人)

10番 本田 和寛

4 農業委員会事務局職員

事務局長 渡辺 博和

事務局員 荒木 博光

平成29年度第2回菊陽町農業委員会会議録
議事の経過

-----○-----

開会 午後4時00分

農業委員会開会前に人事異動あいさつ

－ 渡辺新事務局長挨拶 －

事務局 それでは、定刻になりましたので菊陽町農業委員会定例会議を開催いたします。
本日の会議への出席は、農業委員総数19名中18名の出席でございますので菊陽町農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会議が成立しておりますことをご報告します。
それでは、会長に挨拶をお願いします。

会長 <あいさつ>
本日の会議は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画等の審議が主なものとなります。
委員の皆様には、慎重なご審議をお願いいたします。

事務局 会議は、菊陽町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長となり、議事の進行を行うことになっております。
それでは、議長よろしくをお願いします。

議長 それでは、議事に入ります前に、菊陽町農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、議事録を作成しなければなりません。
議事録作成にあたり、議事録署名人と会議書記の選出が必要になりますが、いかがいたしましょうか。

「議長一任」

ただ今、「議長一任」との声がありましたので、私の方で、指名させていただきます。

それでは、議事録署名人に14番 坂本幸則委員 15番 服部委員にお願いします。

本日の会議書記に事務局職員の荒木さんを指名します。

以上で、日程第1を終わります。

つづきまして、日程第2の議事に入ります。

初めに、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明を求めます。

事務局

農地法第3条は、農地の権利移動の制限を規定しています。
不耕作目的や資産保有目的等での農地の取得など、望ましくない権利移動を禁止、効率的に農地を利用する者が、農地の権利を取得することとなっているところでもあります。

それでは、議案の1ページをご覧ください。
議案第1号 番号1を説明します。

譲渡人及び譲受人は、議案書のとおりでございます。
申請地 原水字仲山5911番 地目：畑 面積：1,246㎡

申請理由については、譲受人が合志市に所有している山林と申請地との親戚間の交換になります。

この案件につきましては、現地調査を5月1日（月）に実施しています。
お手元に配布しています。「現地調査」のP1、P2をご覧ください。本件調査状況の写真をつけています。

本議案について、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否か、お手元に配布しております調査書の農地法第3条（赤ラベル）の検討事項について検討した結果を説明します。

それでは、1号から該当する項目について説明します。

第1号について（全部効率利用）

申請人への聴取、地元の農業委員であります本田委員と現地調査を実施した結果、現在保有している経営農地の状況、権利取得後に必要な農機具及び労働力の状況から効率的な利用ができるものと見込まれます。

第4号について（農作業常時従事）

次に権利を取得するものが取得後において、耕作に必要な農作業に従事するかどうかについては、本人及び農作業従事者の農作業従事日数及び申請内容の結果、農作業に常時従事しており、取得後も同様に従事すると思われる。

第5号（下限面積）

次に権利取得するものの、取得後における農地の合計面積が下限面積に達しているかどうかについては、申請人の経営規模をみると、現在の経営面積に今回申請されている面積を加えますと5,339㎡となりますので問題ありません。

第7号（地域調和）

最後に地域との調和要件ですが、いままでどおり、権利取得後も同様な使用をされることから、周辺農地への影響はないものと思われます。

また、農薬の使用方法については、地域の防除基準に従うこと、更には地域で行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請書に明記されています。

また、申請農地は集落営農、経営体による面的にまとまった農地ではないこと。他の農業者の農業水利が阻害されるような権利取得ではないこと。無農薬や減農薬での付加価値の高い作物の作物栽培に取り組まれている地域でないこと。

集落が一体となって特定品目を生産している地域でないこと。

以上申請地の場所、規模からみて周辺の農地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ調和要件を満たすものと判断します。

以上、議案朗読並びに説明を終わります。

議 長 議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明をお願いします。

18 番委員 第 1 号議案の番号 1 について、18 番委員が説明します。
譲受人が、実質の農作業をされておられ、現地調査においても、適正に農地を管理されており、特に問題としますのでよろしくご審議をお願いします。

議 長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。

ありませんか？

1 番委員 農機具は管理機の他になかったのですか。

事 務 局 管理機の他に刈払機、軽トラがありました。また、大型の器具は奥様の実家の泗水にあるとのこと。

1 番委員 実家は何をされているのですか。

事 務 局 酪農と聞いています。
現地には、牧草が植えられておりました。自宅は合志市の福原で、現地までは 5 分程度で通作にも問題ないと思われます。

1 番委員 わかりました。

議 長 他に意見はありませんか。

無いようですので、採決を行います。

第1号議案の番号1の案件については、賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成です。

よって、議案は原案のとおり可決されました。

次に議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明を求めます。

事務局

農地法第4条は、権利移動の伴わない転用でございます。

番号1について説明します。

申請者は議案書のとおりです。

申請地 沖野1丁目5666番191

地目 畑

面積 5,451㎡の内 583㎡が申請箇所になります。

転用目的は、農業用施設であります。

現在の土地の利用状況としましては、敷地内でぶどうを栽培されていますが、加えてハーブを栽培したいという意向を持っておられ、そのぶどう及びハーブの選別、パック詰め作業等、出荷するための作業施設が必要ということで申請がなされています。

土地の利用計画につきましては、「①農業用資材倉庫 ②ぶどうの選別作業施設 ③ハーブの選別作業施設 ④トイレ ⑤機械置場 の全5棟 583㎡を計画されております。(P5参照)

この案件につきましては、現地調査を5月1日(月)に実施しています。お手元に配布しています。「現地調査写真」のP3~P5をご覧ください。

P3に現地写真、P4に付近見取図(斜線部分が申請地)、P5に土地利用計画を添付しております。

配布しております農地転用許可申請に係る実質審査表の第4条、5条(赤ラベル)をお開きください。

許可基準に照らした結果について説明します。

1 農地転用許可基準に基づく検討状況

1) 立地基準について

農用地区域内の農地です。

2) 次に、一般基準について、検討を行いました。
一般基準は検討する事項として1 資力及び信用から10 法令協議まで
について該当あるところについて検討を行い特に不相当となる項目は
ありませんでした。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」とし
て判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

議 長 議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見を願います。

18 番委員 第2号議案の番号1について18番委員が説明します。
申請地は、南側が（道路）、北側と東側が（果樹園）、西側が（防風林）
となっております。
作業効率等を考慮し、圃場内で生産する作物を出荷するために必要な作業
用施設であり、周辺農地への影響も特に問題ないと思われまます。ご審議方、
よろしく願います。

議 長 議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

ありませんか？

無いようですので、採決を行います。

議案第2号の番号1の案件に、賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成です。

よって議案第2号の番号1は、「許可相当とし、付すべき条件なし」とし
て意見決定とします。

次に、番号2について事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号2について説明します。

申請者は議案書のとおりです。
申請地 原水字村上4240番1
地 目 畑
面 積 2,211m²

転用目的は、農業用施設（牛舎）であります。

申請地は、現在使用されている牧場と地続きの西隣りの場所になります。申請理由としましては、自宅敷地内にも牛舎を所有しておられますが、昨年の熊本地震で被害を受けられ、再築を余儀なくされたということで、再築するのであれば、近隣住民に迷惑をかけることなく、また、牛にとっても周辺を山林に囲まれ、静かで環境が良く牧場としての立地条件を満たしているということで申請されております。

土地の利用計画につきましては、「鉄骨造の牛舎が336㎡ 残り1875㎡は駐車場・通路等の計画をされております。（P9参照）

この案件につきましては、現地調査を5月1日（月）に実施しています。お手元に配布しています。「現地調査写真」のP7～P9をご覧ください。

P7に現地写真、P8に付近見取図（斜線部分が申請地）、P9に土地利用計画を添付しております。

配布しております農地転用許可申請に係る実質審査表の第4条、5条（赤ラベル）をお開きください。

許可基準に照らした結果について説明します。

1 農地転用許可基準に基づく検討状況

1) 立地基準について

第2種農地と判断しました。

（10haの広がりがなく、生産性の低い農地）

2) 次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として1資力及び信用から10法令協議までについて該当あるところについて検討を行い特に不相当となる項目はありませんでした。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

議長 議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見を申し上げます。

- 19 番委員 第2号議案の番号2について19番委員が説明します。
申請地は、西側が（道路）、南側が（山林）、北側が（牧草地） 東側が（既設の牧場）となっております。
農地転用は、農業用施設である牛舎の建設であり、また、事務局の説明にもありましたように、周辺は山林が広がっており、周辺農地への影響も特に問題ないと思われます。ご審議方、よろしくお願ひします。
- 議 長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
- ありませんか？
- 16 番委員 申請地内に里道があったのではないかと思いますか…
- 事 務 局 字図や位置図等で確認しましたが、申請地内には里道は走っていないようです。申請地の東側に里道のようなものが走っているようですが、それではないのでしょうか。
- 議 長 現地調査に行かれた委員は、どうでしたか。
- 5 番委員 現地調査の際、そのような里道は申請地内にはなかったと思います。
- 19 番委員 里道はありませんでした。
- 16 番委員 申請地外だったのかもしれませんが、わかりました。
- 議 長 他にありませんか。
- 無いようですので、採決を行います。
- 議案第2号の番号2の案件に、賛成の方の挙手を求めます。
- 全員賛成です。
よって議案第2号の番号2は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。
- 次に、議案第3号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。
- 事務局より説明をお願いします。

事務局

農地法第5条は、権利移動の伴う転用でございます。

番号1について説明します。

転用者は議案書のとおりです。

申請地 久保田字津留2386番1

地目 畑

転用面積 124㎡

転用目的は、店舗（理容室）兼住宅であります。

事業面積は、登記地目が「山林」となっている東側の土地を合わせて、合計253.53㎡となっています。（P13参照）

転用者は、菊陽バイパス沿いの酒のアカツキの隣りで理容店をされている方で、現在、家族6名でアパートに住まわれていますが、手狭であることから、仕事面と子供の通学両方に便利な場所を探している中で、当地を選定されたところであります。

この案件につきましては、現地調査を5月1日（月）に実施しています。お手元に配布しています。「現地調査写真」のP11～P13をご覧ください。

P11に現地写真、P12に付近見取図（斜線部分が申請地）、P13に土地利用計画を添付しております。

配布しております農地転用許可申請に係る実質審査表の第4条、5条（赤ラベル）をお開きください。

許可基準に照らした結果について説明します。

1 農地転用許可基準に基づく検討状況

1) 立地基準について

第3種農地と判断しました。

（申請地から300m以内に役場が存する農地）

2) 次に一般基準について、でございます。

一般基準は検討する事項として1資力及び信用から10法令協議までについて該当あるところについて検討を行い特に不相当となる項目はありませんでした。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

議 長 議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見を申し上げます。

5 番委員 第3号議案の番号1について5番委員が説明します。
申請地は、市街化傾向が著しい地域に近接しており、現地調査の結果すでに農地の用をなしておらず、周辺農地への影響も特に問題ないと思われま
す。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 議案朗読並びに説明が終わりました。委員の質問並びに意見を求めます。

ありませんか？

無いようですので、採決を行います。
議案第3号の番号1の案件に、賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成です。

よって議案第3号の番号1は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として
意見決定とします。

次に番号2について事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号2について説明します。転用者は議案書のとおりです。

申請地 原水字南沖野5666番211外5筆
地 目 畑
転用面積 1,420㎡

転用目的は、保育園（このとり保育園）の運動場及び駐車場用地であり
ます。

転用者は、現在、このとり保育園を運営されておりますが、既存の運動
場が手狭で、こどもが運動したり、各季節行事を行う際には、駐車場を含
めて、困難を要しているような状況にあり、保護者からも増設の要望があ
っているとのことでもあります。用地の選定にあたっては、既存施設の北側
が道路、西側は小学校、南側は宅地に囲まれていることから、当地を選定
されたところであります。（P17参照）

この案件につきましては、現地調査を5月1日（月）に実施しています
お手元に配布しています。「現地調査写真」のP15～P17をご覧ください。

P15に現地写真、P16に付近見取図（斜線部分が申請地）、P17に土地利用
計画を添付しております。

配布しております農地転用許可申請に係る実質審査表の第4条、5条（赤ラベル）をお開きください。
許可基準に照らした結果について説明します。

1 農地転用許可基準に基づく検討状況

1) 立地基準について

第3種農地と判断しました。

（申請地からバスターミナルの周囲300m以内の地区内に存する農地）

2) 次に一般基準について、でございます。

一般基準は検討する事項として1資力及び信用から10法令協議までについて該当あるところについて検討を行い特に不相当となる項目はありませんでした。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

議長 議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

19番委員 第3号議案の番号2について19番委員が説明します。
申請地は、市街化傾向が著しい区域に隣接しており、保育園を拡張するにあたっては東側しかないようです。また、周辺農地への影響も特に問題ないと思われれます。ご審議方、よろしくをお願いします。

議長 議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

ありませんか？

無いようですので、採決を行います。

議案第3号の番号2の案件に、賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成です。

よって議案第3号の番号2は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第4号 「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による意見決定について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

農業経営基盤強化促進法第18条第1項は、農地を効率的に利用する地域の担い手に、農地の利用集積を進めることを目的として法律で定められています。

町が農地の権利移動について計画を作成し、公告することにより、農地法の許可を受けることなく農地の権利の設定・移転が行われる仕組みであります。

菊陽町長より平成29年4月27日付けで農用地利用集積計画についての意見決定を求められています。

それでは、議案書をご覧ください。

今月は、1の利用権設定が11件の18筆で合計面積39,539㎡、2の所有権移転が1件の1筆で3,257㎡です。

計画要請の内容は、認定農業者・専業農家及びその関連による申請であり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものであります。

以上で説明をおわります。

議長

説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？

－ 同 意 の 声 －

確認が終わったようですので、採決を行います。

第4号議案の1の利用権設定及び2の所有権移転についての意見決定は、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、議案第5号 「中間管理機構事業（農用地利用集積計画）について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第4号と同様に平成29年4月27日付けで、農地中間管理機構事業の農用地利用集積計画についても意見決定を求められています。議案書のとおり譲受人が熊本県農業公社（農地中間管理機構）となっています。面積としましては7件の15筆で合計面積33,341㎡になります。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。質疑等ございませんか。

無いようですので、採決を行います。

第5号議案の農地中間管理機構事業の農用地利用集積計画についての意見決定は、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、報告第1号について事務局の説明を求めます

事務局 報告第1号について、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出であります。件数は4件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。

議長 ただいまの報告第1号について、質疑はありませんか？

－ 特に発言無し －

よろしいですか。

特に無いようですので、以上で報告第1号を終わります。

次に、報告第2号について事務局の説明を求めます

事務局 報告第2号は農地法第4条第1項第8号の規定による許可不要転用届出であります。

申請人は、議案書に記載のとおりです。

申請地は、原水字南沖野5666番5の一部

地目 畑 面積3,753㎡のうち199.5㎡

転用目的は、農業用施設（直売所）であります。

この案件につきましては、現地調査を5月1日（月）に実施しています。お手元に配布しています。「現地調査写真」のP19～P21をご覧ください。

P19に現地写真、P20に付近見取図（斜線部分が申請地）、P21に土地利用計画を添付しております。

本案件は、農用区域に存する農地の転用ではございますが、転用目的が、農業の振興に資する施設である直売所であることに加え、転用面積が200㎡以下であるため、許可不要の届出制になっております。添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。

議長 ただいまの報告第2号について、質疑はありませんか？

7番委員 直売所は届出制でいいのですか。

事務局 はい、ただし2つ条件がありまして、一つが農業振興に資する施設であること。つまり、農業用施設や農業用倉庫、直売所です。もう一つは、転用面積が200㎡以下であることです。200㎡を超えた転用になると、たとえ農業用施設としても、県の転用許可が必要です。本日の議案第2号の番号2は200㎡を超えた農業用施設の転用ですので許可申請がっております。加えて、今回の直売所は農業振興に資する施設ではありますが、販売するのは、申請者が自ら生産するもの及び加工品である必要があります。他から仕入れて販売するといった小売はできません。あくまで自らが生産するものの販売です。

7番委員 わかりました。

議長 よろしいですか。
他にありませんか。無いようなら以上で報告第2号を終わります。

以上で、本日の議事日程については、終わりましたので議長の座を降ろさせていただきます。

事務局 議長には、お疲れ様でした。

これをもちまして定例農業委員会を終了致します。

-----○-----

閉会 午後5時15分

本案は顛末相違ないことを認め、ここに署名します。

菊陽町農業委員会会長

議 事 録 署 名 人

議 事 録 署 名 人